



3月 | 2010



2010年総選挙： 民主主義はどこへ



ビルマの平和と国民和解に向けた 解決策を探るために



2010年に実施予定のビルマの総選挙で、民主化や安全保障、国民和解が実現することはない。2008年憲法は、排他的かつ非民主的な方法で和解プロセスなく立案され、国軍の支配を浸透させる道具でしかない。2008年憲法や2010年総選挙が民主化運動家や非ビルマ民族運動家、非ビルマ民族社会、多数の市民社会、一般市民全般からの承認と支持を受けるためには、次の民主化プロセスの最低基準を満たす必要がある。1) アウンサンスーチー氏とすべての政治囚を無条件釈放すること。2) 非ビルマ民族社会や民主化運動家に対する攻撃を停止すること。3) 真の包括的な政治対話を実施すること（2008年憲法の見直しを含む）。



- ❖ ビルマ連邦国民評議会(NCUB)
- ❖ ビルマ民主連合(DAB)
- ❖ 民族民主戦線(NDF)
- ❖ 国民民主連盟・解放地域(NLD-LA)
- ❖ 国会議員連合(MPU)
- ❖ ビルマ連邦国民連合政府(NCGUB)
- ❖ ビルマ民主化フォーラム(FDB)
- ❖ ビルマ女性連盟 (WLB)
- ❖ ビルマ学生青年会議 (SYCB)
- ❖ 諸民族青年フォーラム (NYF)

当団体は、ビルマ国内外でビルマの国民和解と平和、自由のために活動する政治・社会団体が構成する、最も広範な多民族の協同体である。



A. 要約

2010年に実施予定のビルマの総選挙で、民主化や安全保障、国民和解が実現することはない。2008年憲法は、排他的かつ非民主的な方法で和解プロセスなく立案され、国軍の統制下での軍支配を浸透させる道具でしかない。紛争中・紛争後に交渉や和解、信頼関係の構築を経ずに起草された憲法は国民の支持を得ることができず、一触即発の事態を招きかねない。特に、憲法がスタート地点から強制施行された場合にはその可能性が高い。

民主化団体や非ビルマ民族グループを交えた真の政治的対話はいまだかつて行われたことがなく、総選挙までその実施は禁じられている。軍事政権は選挙プロセスを完全に掌握しようと、断固とした対策を講じている。こうした対策は、停戦した非ビルマ民族武装組織への圧力、停戦合意していない非ビルマ民族武装組織への攻撃、国民民主連盟（NLD）やその他の反対政党の弱体化、代理政党の立ち上げ準備、活動家の迫害・投獄、プロパガンダを通じた国際社会への働きかけを含む。少し前に軍事政権は選挙関連法を公表したが、その条項に規定されている制約からも明らかのように、軍事政権の目下の懸念事項は権力の維持であり、民主化ではない。

2008年憲法や2010年総選挙が民主化運動家や非ビルマ民族運動家、非ビルマ民族社会、多数の市民社会、一般市民全般からの承認と支持を受けるためには、次の民主主義プロセスの最低基準を満たす必要がある。1) アウンサンスーチー氏とすべての政治囚を無条件釈放すること。2) 真の包括的な政治対話を実施すること（2008年憲法の見直しを含む）。3) 非ビルマ民族社会や民主化運動家に対する攻撃を停止すること。これらの基準は、ビルマが真の民主化プロセスへの一步を踏み出すための必須条件である。ただ、軍事政権は選挙関連法を制定し、市民への弾圧を強めており、国民和解プロセスに向けたステップを進めるとは到底考えられない。

本論文は、ビルマの2010年総選挙の背景と将来の起こりうるシナリオを提示するものである。また、2008年憲法と選挙関連法の問題点を概観した上で、なぜ2010年の総選挙が問題なのか、なぜビルマ国民が要求する真の民主主義とはかけ離れたものであるのかを説明する。また、ビルマの持続的平和と自由を促進するために国際社会ができる主な対策と勧告も提示する。

B. 背景：軍政による統制に向けた7段階のロードマップ

建国以来、ビルマは国家アイデンティティ、非ビルマ民族社会の役割と政治における軍統治の役割といった主要な問題に取り組んできた。軍事政権は1962年にビルマを掌握し、何十年もの間、一党体制の下で支配を続けた。1988年、学生の抗議デモが民主化に向けた大規模な政府反対運動へと発展したが、国軍は平和的方法で抗議を行った国民を武力で弾圧した。その後、国軍幹部は、国家法秩序回復評議会（SLORC）を設立、国民和解を実現し、多民族・多元的国家の基礎を築くために複数政党参加の選挙を実施すると公約した。

1990年5月27日に選挙が実施され、国民は自らの声を政治に反映させようと、自由で公正な選挙に進んで参加した。結果は、一般投票（60%）・議会の議席数（485議席中392議席）のどちらもアウンサンスーチー氏率いる国民民主連盟（NLD）の勝利となった。その他、多数の非ビルマ民族系の民主主義政党も主議席を獲得した。国軍の支援を受けた国民統一党（NUP）は10議席にと

どまった。だが、NLDの圧勝にもかかわらず、SLORCは選挙結果を反故にし、選出された代表者は職務に就くことができなかった。それどころか、政府はNLDやその他の反対政党の指導者を逮捕し、政治的対話を弾圧した。また、SLORCは戒厳令を公布し、立法・行政・司法の支配を続けた。

1993年、SLORCは選挙で選ばれた政府に政権委譲せぬまま、国民会議を開催し、自ら憲法の起草をはじめた。軍事政権は当初、国民会議の議員を選挙で選ばれた者にするとしていたが、実際には、国軍幹部が議員の大半を決定できる仕組みを徐々に確立した。

2003年、国家平和発展協議会（SPDC）に改組した軍事政権は、「民主化に向けた7段階のロードマップ」を公表した¹。市民団体指導者や政治指導者はロードマップに参加しようと真摯な姿勢を見せたが、民主化移管計画はそもそもそのプロセスと内容に問題を抱え、軍政の多大な影響下にあるものであった。

今年度、ビルマの軍事政権は、選挙期日は未定であるものの、1990年総選挙が反故となって以降初めての総選挙を実施する旨を発表した。これに伴い、選挙関連法が制定されたが、NLDをはじめとする民主主義政党、政治囚、非ビルマ民族社会・指導者が大幅な制約を受けるなど、その条項からは選挙プロセスと結果を掌握しようとする軍政の意図が明確に見受けられる。なお、選挙関連法は自由かつ公正で信頼に足る選挙を謳っている。さらに、軍政（USDA）やその代理政党は総選挙前から既に「選挙運動」を開始し、反対政党に侵害・妨害行為を行っている。

C. 選挙のシナリオ

軍政は、総選挙までにビルマ国民と国際社会の申し出を受け入れる姿勢を見せておらず、むしろ相反する態度をとっている。今年度の総選挙までに何が起こるか正確な予測はできないものの、いくつかのシナリオが考えられる。

- シナリオ 1：軍政からの譲歩なしに選挙が実施される。

SPDCがNLD、民主化グループ、非ビルマ民族社会や国際社会からの申し出に応じることなしに、選挙を実施する。選挙関連法上の制約により、政党は選挙参加か政党登録抹消かの選択を余儀なくされる。また、選挙参加政党の大半が政権の代理政党である。自由な報道や政治活動、表現の自由は弾圧され、実質的な野党が不在のまま選挙が行われる。国際選挙監視機関は認められない可能性が高く、認められたとしても軍政の大幅な規制を受ける。選挙後、根本的な問題が未解決のまま、国軍の権限が憲法を通して制度化される。

- シナリオ2：軍政が若干の譲歩をした後、選挙が実施される。

国際社会の圧力を一時的に緩和するため、国連の高級官僚の訪問に先立ち一部の政治囚を釈放するというのが軍政の常套手段である。SPDCは、一部の政治囚の釈放、自由で公平な選挙の保証する旨の公式発表（数回）、一部の地域選挙監視機関の許可等、選挙までに表面的な譲歩を

¹ 7段階のロードマップ(1) 1996年以降休会となっている国民会議を再開する(2) 国民会議が無事に再開された後、真の規律ある民主主義体制の実現に必要なプロセスを段階的に実施する(3) 国民会議によって定められた基本原則および詳細な基本原則に基づいて新憲法草案を作成する(4) 国民投票により憲法を採択する(5) 新憲法に基づいて、自由で公平な人民議会（立法機関）選挙を行う(6) 新憲法に従った議員が列席する人民議会を開催する(7) 人民議会で選任された国家指導者、および人民議会によって設立される政府およびその他の中央機関が、近代的で先進的な民主主義国家を建設する。

行う可能性がある。しかし、こういった措置だけでは、自由な政治環境を作ることなど到底できず、民主的な選挙の実現も難しいだろう。

- シナリオ3：大規模な市民デモが起こり、選挙が延期される。

軍事政権は、停戦した武装組織に武力を放棄し、「国境警備隊」となるよう働きかけているが、ほとんどの主要武装組織はこれを拒否している。また、停戦協定を結んでいない武装組織の大半は総選挙を認めておらず、これらの組織に対する攻撃が激化している。内戦勃発、あるいは少なくとも国軍への敵対心が急激に高まるおそれがある。さらに、一般市民は経済の低迷と家計の状態に不満を抱いているため、サフラン革命と同様の大規模な市民デモが起こり、軍政が選挙を延期する可能性がある。

総選挙の根本的な問題は、選挙日の投票所の環境ではなく、すべての民主化移管プロセスがもっぱら軍政の影響下にあり、民主的な選挙とはかけ離れていることにある。2008年憲法に基づき新政権が誕生することになるが、国軍の優位性を保証する2008年憲法こそが、最大の問題点なのである。1990年総選挙の勝利政党は新憲法を起草できたが、今回の総選挙ではたとえ無所属の指導者が選出された場合でも、ほぼ改正の不可能な非民主的な憲法の枠内で職務を行わなければならない。

本論文では、憲法起草における手続き上の問題点と憲法の条項内容の問題点等、2008年憲法の主要な欠陥を以下に挙げる。また、公表された選挙関連法の主な問題点についても概観する。

D. 2008年憲法の手続き上の問題点

1. 最低限の国際基準を満たしていない憲法起草プロセス²

憲法起草プロセスは民主的な参加を排除し、軍政主導で秘密裏に行われた。まず、軍事政権は、1990年総選挙の結果を反故にし、無所属の市民、NLD党员やその他の非ビルマ民族指導者の出馬を禁じることで、国民会議の議員をその裁量で選任した。民主的政治団体や非ビルマ民族は憲法原則、民主主義、連邦制、民族の権利に関する政策文書を作成、提出したが、国軍以外の団体の取り組みや軍政の目的に反する言明は反故にされた。また、SPDCは、起草プロセスへの批判を処罰の対象とした。さらに、国民投票1ヶ月前の2008年4月まで、国民会議以外の場で憲法関連の議論を交わすことすら違法であった。

2. 最低限の国際基準を満たしていない制憲国民投票

憲法の国民投票は、自由で公正な国民投票プロセスに関する国際基準³を何一つ満たしていないとして、ビルマ国内および海外から広く非難の的となった。国際基準の違反には以

² 人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約を参照のこと。

³ 「自由で公正な国民投票のプロセスは、普通選挙、平等選挙、自由選挙、秘密投票を規定し、投票プロセスの監視や、プロセスや選挙結果に関して問題が生じたときのための上訴制度を含むものである。憲法の国民投票という特別なケースでは、有権者が憲法自体や憲法に関する公平なメディア報道、憲法に関する討論会に自由にアクセスできなければならない。自由で公正な国民投票のプロセスでは、投票用紙の質問や、自らの投票の意義を理解できるよう、有権者に適切な情報が提供されねばならない。」

下が含まれる。a) SPDCが、広く組織的にビルマ市民の投票権を侵害したこと。b) ビルマの制憲国民投票が秘密投票でなかったこと。c) SPDCとその係官が脅迫や強要、虚報、不正、暴行等を行い、憲法草案を承認するよう有権者に圧力をかけ、また承認を強要したと市民やメディアが報告していること。d) ビルマ国内で、憲法草案に精通するための適切な情報提供がなかったと多数の有権者が感じていたこと。e) 独立系メディアや反政府メディアによる制憲国民投票と憲法草案についての報道を、SPDCが国民投票直前まで組織的に弾圧したこと。f) ビルマの民主的指導者や国際社会からの申し出や要請にも関わらず、SPDCが独立の選挙監視機関によるビルマ国民投票の監視を受け入れなかったこと。g) 国際基準に反し、ビルマの選挙運営はどの段階においても中立・独立でなかったこと。

投票日直前にビルマを襲ったサイクロン「ナルギス」による大被害のため、国民投票を中止または延期するよう国際社会が圧力をかけたにもかかわらず、政権は5月10日と24日に国民投票を実施し、賛成票が92%に達したと発表した。ナルギスによる甚大な人道危機⁴や、国民投票プロセス自体を疑問視する報告を鑑みると、この賛成率は信頼性に乏しい。

E. 2008年憲法の条項における本質的な問題点

理論的には、新憲法を制定し選挙を実施することで、国の安全や国民の和解、民主主義の基礎を築くことができるはずである。根本的な問題に対処するため、内戦下で新憲法が採択されることは何も珍しいことではない。というのも、内戦の多くは、国の構造、力の配分、国の資源へのアクセスなどが原因で生じており、これらは憲法で扱うべき問題だからである。

ただ、ビルマの場合、憲法の起草プロセスや条項の内容が、逆に和解や民主主義の可能性を狭めてしまっている。この憲法は国軍の干渉下で起草・承認され、これによりビルマの全組織が直接・間接に国軍の統制下に置かれるという点で本質的な問題を抱えている。さらに、この憲法は、弱者を保護し、国民の意志を反映するものではなく、非ビルマ民族や反政府勢力を著しい危険に晒すものである。

1. 立法制度—国軍による全面的な議会の掌握を保証する仕組み

全議席の25%が軍人に割り当てられている。立法には75%の賛成票が必要となるため、国軍は拒否権を有することとなる。

2. 行政府—国軍の影響下にあり、国防安全保障評議会とともに権限を掌握

大統領府の選出規定により、軍人が行政府の3分の1を占め、大統領か副大統領2名のうちの1名に就任する。就任中、大統領は政府要職の任命権など多大な権限を有する。国軍最高司令官と大統領の関係も問題で、国軍によるビルマの諸機関の掌握を保証するような仕組みとなっている。国軍最高司令官は大統領の解任権を有し、一部の大統領の行為は国軍最高司令官の承認を必要とする。また、「非常事態」時に、国軍最高司令官は大統領と議会に超越する力を持つ。さらに、憲法の規定によると国軍最高司令官は「議会に対するいかなる釈明義務も負わない」ため、司令官は大統領と同等の力を持つ唯一の者である。国軍最高司令官は議会で任命されず、

⁴ ナルギスは、2008年5月2日夕方から3日朝にかけてイラワジ管区およびラングーン管区を直撃した。サイクロンはイラワジ川デルタ地帯広域に大災害を引き起こし、村全体に壊滅的な打撃を与え、死者・行方不明者は推定138,000人に上った。国際連合人道問題調整事務所（OCHA）

任期も解任手続きも規定されていない。さらに、憲法に基づき行政府に国防安全保障評議会が設置され、同委員会は大統領とともに行政を行う。同委員会の定員11名の過半数は軍人である。

3. 司法制度－根本的な問題を抱え、国軍の影響下にある状態

ビルマの司法制度は、通常裁判所、軍法会議、憲法裁判所で構成される。まず、裁判官の任命手続きに政治が関与する。憲法では、司法の独立が規定されておらず、最高裁判所は憲法を解釈する権限がない。また、裁判所を組織・管理する独立の委員会も不在である。さらに、最高裁判所は国軍に対する管轄権を持たない。

4. 非ビルマ民族の疎外

過去数十年続くビルマの紛争は、ビルマの民族多様性を考慮していない憲政上の問題が原因で生じている。非ビルマ民族は、建国時にビルマの一員となるよう働きかけられたときから、真の連邦制に向けた活動を続けてきた。2008年憲法ですべての地方・自治地域は中央の行政府および立法府の下に置かれ、統一組織が最高機関となったため、事実上、ビルマの連邦制構想は破綻した。

ビルマの複雑な地域区分や、あらゆる行政側面における機関の乱立も、国と行政の強力な中央集権体制を隠蔽する隠れ蓑にすぎない。また、議会の政策で非ビルマ民族の代表権を保証するものはない。つまり、2008年憲法は、非ビルマ民族地域における中央集権支配を強めるものである。ビルマでは、多くの非ビルマ民族が何十年もの間、民族自決権の拡大に向けて闘ってきた。憲法はその多文化性、多民族性を無視し、多様性の適切かつ正式な認知を怠っているという点で不完全であり、拒否されるべきである。

少数民族にとって重要な問題である言語、文化、宗教についても、地方・自治地域にはほとんど権限が与えられていない。これらの地域では、行政や教育の場で地域言語の使用が禁止される。さらに、非ビルマ民族は、多くの共同体の文化の根幹である、先祖代々の土地に対しても支配権を持たない。また、軍事政権は、停戦した武装組織に対して武力を放棄し、「国境警備隊」となるよう働きかけており、これが軍事政権と非ビルマ民族軍との間の緊張関係を高めている。

5. 基本的人権を促進・保護する仕組みの不在

憲法は国の安全保障と社会の平穏という名目で基本的人権を侵害している。2008年憲法の人権と自由に関する条項の多くが根本的な問題を抱えており、また、一部の重要な権利が抜け落ちている。例えば、少数民族、子供、障害者の権利が規定されていない。ほとんどの権利の適用範囲がビルマ市民に限定されているが、憲法における「市民」の定義は不明瞭で、政権の反対勢力を排除しようとする政治的意図が背後に見え隠れする。国際法では、選挙や公務参加に関する権利のみ適用範囲の限定が認められている。つまり、この憲法における適用範囲の市民への限定も国際法に反するものである。また、主要な権利（表現、集会、結社、団結、言語、文化の権利・自由等）も「国の安全、法秩序の普及、地域社会の平和と平穏、公序良俗」のために制限される可能性がある。例えば、国際労働機関（ILO）は、憲法が強制労働の継続を認めているとの懸念を示している。

憲法起草プロセスもその内容も、世界で一般的な人権原則を遵守していない。権利保護の中心的役割を担う司法が自らの独立性を確保しておらず、人権を保護することができない。人権委

員会やオンブズマンなどの機関も設置されておらず、その見通しもない。現行の権利関連条項は、権利侵害や権利停止の可能性を多分に含んでいる。さらに、国の機構も国軍の支配下にあるため、権利の尊重を促進しない。

また、根本的に、軍政は組織的な甚だしい人権侵害や、非人道的犯罪への最も悪質な加担者であるにもかかわらず、2008年憲法は軍事政権による過去の全犯罪を免責する。

6. 国際基準を大幅に下回るジェンダー平等の水準

主要閣僚の多くは軍務経験を必須とするため、女性は、大統領、副大統領、主要大臣を含む政府要職に就くことができない。また、最高職である国軍最高司令官は、現役の軍人であることが条件である。憲法では任命に関して性に基づく差別はないと規定しているものの、「ただし、本項の規定は、男性のみが適性を有する職への男性の任命を妨げるものではない」とも補足している。これは、男女間の平等の保障に反するものであり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が定める義務を充足していない。

F. 選挙関連法：自由と公平の欠如

「選挙関連法は民主的な選挙を目的としていないと確信を持って言えます。2008年憲法そのものが民主化プロセスではないのですから、この選挙関連法が民主的な選挙を保証するわけがないと前から思っていました。軍政は、軍人としてではなく、文民として自らの支配を継続する方法を是が非でも探そうとしているようです」 - アウンテン (NLD法律顧問)⁵

2010年3月8日、ビルマ軍事政権は、今年度の総選挙の選挙関連法を制定したと公表した。なお、総選挙の選挙期日は未定である。以下が主な懸念事項である。

1. **政権が選挙委員会を任命すること。** 委員会は総選挙の招集権と最終決定権を有し、政党を管理・指導することができる。つまり、軍政の思うままに総選挙が実施される。
2. **主要な政治家の結社・選挙出馬が禁止されていること。** 政治政党登録法第4条および第10条も軍政に反対する民主主義組織や武装組織、ビルマ外から支援を受ける者、囚人または起訴中の者の出馬を禁止している。アウンサンスーチー氏やその他多くの民主化指導者・非ビルマ民族指導者は選挙に出馬することができない。
3. **すべての政党が2008年憲法への遵守と憲法保護を誓約しなければならないこと。** 2008年憲法は非民主的で根本的な問題があるとして批判されている。この条項から、政権が憲法上の対話や真の民主化の実現に向けた移行段階として選挙や政府を位置づけるのではなく、政権維持のためにこれらを使おうとしているのが明らかである。
4. **60日の期限が設けられていること。** 第25条では、委員会への登録期間としてすべての政党（国民民主連盟(NLD)等の既存の政党を含む）に60日間の期限を設けている。NLDが再登録する場合、アウンサンスーチー氏やその他の投獄中の指導者や党員を除外せねばならない。さらに、委員会は登録を認否する権限を有する。
5. **総選挙が多数の非ビルマ民族地域で実施されないおそれがあること。** 選挙委員会は「自然災害または安全上の理由」で問題のある地域での選挙実施の可否を決定することができる。つまり、停戦合意書に同意したが、国軍管轄の国境警備隊とはならなかった

⁵ “Burmese opposition displeased with Electoral Law”, Mizzima, 2010年3月11日。

非ビルマ民族武装組織が所管する地域やその他の非ビルマ民族地域では選挙が実施されないおそれがある。

7. 1990年総選挙の結果を無効としたこと。国民民主連盟は1990年総選挙で圧勝した。この規定は選挙結果の認知を求めるNLDの要請とは正反対のものである。

さらに、軍政は表現の自由も制限している。SPDCの検閲委員会の命令により、ビルマの週刊紙は選挙関連法の批評や分析を紙面に掲載することができない。国際監視機関が総選挙の公正を確保するために監視を行ったとしても、選挙関連法と2008年憲法の問題が未解決なため、総選挙が民主化と国の安定をもたらす可能性は極めて低い。

G. 政権の偽りの民主化から考えられる影響

2008年憲法と次期総選挙は、ビルマの政治プロセスの民主化への第一歩ではない。軍事政権はSPDCを暫定団体と位置づけ、2010年選挙後には権力を保持しないと表明しているが、その一方で、2008年憲法で国家機関と国軍の特権、代表権、免責を規定することにより、真の移行への取り組みを妨げている。軍事政権の真の意図は、軍政が採択する種々の規則が示すとおりである。2008年憲法の非常に厳格な改正手続だけ取っても、真の民主化や政治参加、権利の保護を阻もうとする国軍の明確な意志が見て取れる。

上述した2008年憲法の重大な問題点の対策を即時に講じなければ、2010年の総選挙やその後の状況に深刻な影響が及ぶこととなる。ブルンジ、ナイジェリア、パプア・ニューギニア、スリランカや旧ユーゴスラビアなどの多民族国家の近年の歴史が明確に示すように、不正義を制度的に保護するような憲法は、最終的には混乱と政情不安を生み出す。憲法で非ビルマ民族をあからさまに排除したことで、ビルマの未解決の内紛が継続し悪化する可能性が非常に高い。国軍は停戦協定合意を締結した武装組織や未締結の武装組織に圧力をかけて「国境警備隊」に入るよう要請し、実質上は組織を武装解除させ、SPDCの指揮下に入れようとしている。多数の巨大武装組織が、連邦制の促進と新政府への非ビルマ民族の参加が承認されない限り、国境警備隊には参加しない旨表明している。中国・ビルマ間の国境をはじめとするこれらの地域での紛争の再発の恐れは過去20年間で最も高くなっている。2009年8月、SPDCと小規模なコーカン人武装組織との紛争勃発で、30,000人の難民が中国へ流入した。軍政は非ビルマ民族の要請を拒否しているため、これら地域の安定が悪化し、新たな武力衝突が起こるおそれがある。

軍政は選挙前に反対勢力を一掃しようと、停戦合意していない武装組織が支配する地域において非ビルマ民族社会に対する武力攻撃を強めている。強制労働、激しい弾圧、性的暴行、裁判なしの殺害やその他の人権侵害が広い地域で組織的に行われている。最近、国連特別報告者のキンタナ氏は「人権侵害の中には、国際刑事裁判所規定の下で非人道的犯罪や戦争犯罪に該当する可能性があることを示す報告が一貫して出されている」⁶と述べている。SPDCは政治囚の選挙出馬を認めず、非人道的犯罪に加担した可能性のある国軍幹部に「民主化」プロセスの主導権を委ねている。

⁶ ビルマの人権状況に関する国連特別報告者（トマス・オヘア・キンタナ氏）の進捗状況報告書、A/HRC/13/48、2010年3月5日、<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/13session/A-HRC-13-48.pdf>。

少数の国軍幹部の国家統制による恐怖政治の下では、平和と安定はもたらされない。人権の促進と保護に向けた確固たる対策がないため、非ビルマ民族や女性等に対する迫害行為が広く蔓延し、政情不安と混迷は一向に改善されない。また、ビルマの政治制度の正当性の欠如は、根本的な法の支配や、表現・結社の自由を著しく軽視し、政治活動家の投獄を継続している点からも顕著である。

女性が社会で強い発言権を持つことは必須であり、新政権で女性の完全な参加が認められていない点は大きな問題である。将来の民主的なビルマに向けた平和構築と国民和解に、女性の関与は必須である。これは女性の権利だけでなく、安定的な社会の形成にも関わる問題である。

ビルマの社会経済状況は、軍政の統制下で悪化の一途をたどっており、また、ビルマの崩壊した医療・教育・社会福祉が、今回の総選挙後の偽りの民主主義制度の下で改善する保証もない。国軍の支配下にある政府は、環境の持続性、男女平等、難民、移民などの国の発展と安定に重要な問題を放置、妨害し続けるだろう。

H. 解決策－必要な変革に向けて

すべての政治関係者が、誠実な姿勢で、国民の和解を念頭に一丸となって取り組めば、国家の問題を乗り越えるための対策がすぐに見つかるはずである。2008年憲法の見直しと改正は、現在の政治・社会・経済問題を克服し、国を正しい発展の道へと導く一石となる。また、国軍は移行期に重要な政治的役割を担う。国軍はビルマの民主化運動団体や非ビルマ民族とともに、国の民主化と発展に責任を負う。この信念の下、民主化運動に携わるすべての団体は協議を重ね、「国民和解への提案」を作成し、SPDC、国民、国軍そして国際社会に提示する。

－国民和解への提案（2009年）より

国内外の民主化運動は、軍政の提示する「民主化へのロードマップ」は受け入れられないと繰り返し述べてきた。民主化運動は真の政治的対話を切望し、軍事政権が国民和解に向けた誠心誠意な態度を示してくれるという一縷の望みを捨ててはいない。民主化運動は喜んで対話に臨む旨表明しているが、軍事政権は誠意の証としてまず以下の主要条件を満たさなければならない。

1. **すべての政治囚の釈放**：軍事政権の指導者は、アウンサンスーチー氏、クントウンウー氏や88世代の元学生など、すべての政治囚の釈放を求める反対勢力・国際社会からの要請に応じる姿勢を一向に見せていない。彼らのような政治囚は、真の国民の和解に不可欠な役割を果たす重要な指導者である。
2. **攻撃・人権侵害の停止**：民主化団体と非ビルマ民族は、非ビルマ民族や宗教グループ、民主化運動家等の市民に対する**組織的な人権侵害の停止**を軍政に強く要求している。こういった攻撃は非人道的犯罪であり、終結させる必要がある。迫害が続く限り、真の国民和解が実現することはない。
3. **真の包括的な政治対話と2008年憲法の見直し**：ビルマの真の国民和解を実現するには、三者間対話が不可欠である。軍政、民主主義政党、非ビルマ民族との間の有意義な対話が行わ

れない限り、ビルマ国民は分裂したまま抑圧的な制度の下で生活を続けることとなる。また、反対勢力が民主的憲法の起草への真の参加に応じない限り、選挙も意味をなさない。さらに、何十年にもわたる非ビルマ民族の権利に向けた武力紛争や闘争は、憲法で非ビルマ民族の権利を明確に定めることがビルマの未来に向けた持続的な解決策に不可欠であることを明らかにした。

民主主義へのプロセスを持続的かつ効果的なものにするには、非ビルマ民族の不満を解消する取り組みを行い、基本的人権を守り、政府の説明責任を果たす必要がある。民主化を支持する反対政党を憲法プロセスに含めることで、複数政党制の実現のみならず、起草済の連邦憲法を使ったより効果的な国民代表制を形成することができる。

ビルマ国内やビルマ国境近辺、世界各地に離散する非ビルマ民族指導者や民主化を求める武力勢力などのビルマの反対勢力は、代替案となる憲法草案を起草している。この草案は、非ビルマ民族をはじめとするビルマの全国民の権利保護を保証する連邦制度に基づくものである。連邦制民主主義憲法の起草プロセスの中で、反対勢力は、現在、国家安全保障の危機の根本にある主要な課題に対処するための戦略を考案した。反対勢力は、鍵となる憲法問題や、真の民主主義への移行に向けた基本的な課題への取り組みをはじめている。

I. 提案

軍事政権は選挙関連法を制定し、その中で反対政党の主要指導者の出馬を不可能にしている。ここからも、軍政が上記の条件を守る気がないこと、総選挙が自由かつ公正で信頼に足る選挙ではないことが明らかに見て取れる。

当団体は国際社会と各国政府に以下を要請する。

－2010年総選挙を非民主的と非難し、選挙結果を認めないこと。

当団体はそれぞれの機関に以下を要請する。

国連安全保障理事会：

－非ビルマ族市民の弾圧に使用される恐れがあるため、武器禁輸措置を発動し、政権の新兵器または新兵器関連技術へのアクセスを阻止すること。

－ビルマにおける国際犯罪（戦争犯罪や非人道的犯罪等）を担当する調査委員会を設置すること。多数の人権団体、政府、専門家（ビルマの人権状況に関する国連特別報告者を含む）がこの設置を申し出ている。2008年憲法はSPDCの過去の犯罪を全面的に免責するものであるが、調査委員会は逆に、刑事免責を終結し、政権による非ビルマ民族への将来の広く組織的な人権侵害を阻止する第一歩となる。総選挙までの間、犯罪が増加、蔓延しているので、すぐにでも当委員会を設置する必要がある。

ASEAN：

ビルマがASEAN憲章原則に違反しているため、ASEANの指導者たちは、ビルマの不遵守に対して厳格な措置を取る必要がある。

－ASEANはエネルギー関連資源消費計画を停止すること。

－AICHRはビルマの非人道的犯罪に関する現地調査を行うこと。ASEANは国連調査委員会を支援すること。

－ASEANは国際特使と直接行動をともにするビルマ特使を任命すること。

米国および欧州連合：

－米国はビルマ特使任命への取り組みを迅速化すること。米国とEUのビルマ特使を即時派遣すること。特使はその他の特使および国連の潘基文事務総長との全面的な連携の下で業務を行うこと。

－米国、英国、EUは厳しい経済制裁を科すこと。
